

平成 30 年 第 1 回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(平成 30 年 2 月 7 日)

茨城県南水道企業団議会

平成30年 第1回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

平成30年2月7日(水) 午後1時30分 開 会

議事日程

- 日 程 第 1. 会議録署名議員の指名
日 程 第 2. 会期決定の件
日 程 第 3. 選挙第 1 号 副議長選挙について
日 程 第 4. 議案第 1 号 茨城県南水道企業団監査委員の選任について
日 程 第 5 議案第 2 号 茨城県南水道企業団監査委員の選任について
日 程 第 6 議案第 3 号 平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について
追加日程第1. 議長辞職の件
追加日程第2. 選挙第 2 号 議長の選挙について
日 程 第 7. 一般質問

出席議員	議長				
		2番	若 泉 昌 寿	議員	
		1番	花 嶋 美清雄	議員	
		3番	伊 藤 裕 一	議員	
		4番	尾 野 政 子	議員	
		5番	柳 井 哲 也	議員	
		6番	鈴 木 かずみ	議員	
		7番	石 引 礼 穂	議員	
		8番	椎 塚 俊 裕	議員	
		9番	深 沢 幸 子	議員	
		10番	杉 野 五 郎	議員	
		11番	岩 澤 信	議員	
		13番	佐 藤 隆 治	議員	
		14番	結 城 繁	議員	

欠 席 議 員 1 2 番 染 谷 和 博 議員

説明のための出席者

藤井信吾	企業長
中山一生	副企業長
根本洋治	副企業長
佐々木喜章	副企業長
根本昌実	事務所長
細谷雄一	次長
唯根正敏	次長
秋田浩樹	経営企画課長
野中治	会計課長
川井克治	業務課長
倉島正彦	工務課長
本多裕之	管理課長
腰塚信行	配水課長

茨城県南水道企業団議会事務局

雑賀勇	局長
野友省男	係長
平野恵美	書記
棟方章太	書記

平成30年第1回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

- 議案第 1 号 茨城県南水道企業団監査委員の選任について
議案第 2 号 茨城県南水道企業団監査委員の選任について
議案第 3 号 平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

平成30年第1回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

議員	質問の要旨
1 鈴木かずみ	<p>1 議案第3号、平成30年度予算について</p> <p>1. 企業団収益の減少原因の1つである大口使用者の地下水を利用した専用水道への転換について</p> <p>①全体の状況について</p> <p>②県南水道への影響について</p> <p>③対策</p> <p>2. 今後の事業計画について</p> <p>①基本的考え方について</p> <p>イ. 世代間負担の公平性を保つための老朽化した資産の更新</p> <p>ロ. 水道料金の適正な水準のバランスを考慮する</p> <p>3. 配水管更新工事について</p> <p>起債をして積極的に実施するとあるが、具体的計画の規模と内容について</p>

一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 鈴木かずみ	1 県南水道企業団及び県南広域水道受水8団体による、県への要望行動について <ol style="list-style-type: none"> 1. 要望書の趣旨について <ol style="list-style-type: none"> ①料金値下げ及び算定式の見直しについて ②契約水量の見直しについて 2 アセットマネジメントについて <ol style="list-style-type: none"> 1. 導入の経緯 2. 概要 3. 県南水道企業団としての目標 4. 具体化と公表について 3 店舗の水道料金過少請求問題について <ol style="list-style-type: none"> 1. 原因究明について 2. 責任の所在はどこにあるのか 3. メーターの管理について(バイパスユニット) 4. 当企業団としての今後の対応策について
2 伊藤裕一	1 スマートメーターの導入について <ol style="list-style-type: none"> 1. 利点 2. 課題 3. 検討のお考え

午後 1時30分 開 会

○柳井哲也 議長

ただいまから平成30年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数13名、12番染谷和博議員より欠席の通告があります。定足数に達していますので、会議は成立します。

会議に先立ちまして、ここで企業長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

藤井信吾企業長。

<藤井信吾 企業長 登壇>

○藤井信吾 企業長

本日は、平成30年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多用中にもかかわらずご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。会議に先立ちまして、一言、ご挨拶申し上げます。

去る12月に行われました龍ヶ崎市の市長選挙におきまして、中山一生氏が3回目の当選をされましたことにつきまして、心からお祝いを申し上げます。引き続き、当企業団の健全なる運営のために、随時適切なお意見、ご提案、ご提言をいただき、企業団がより一層経済性を発揮し、公共の福祉を増進することができるものとご期待を申し上げますところでございます。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、昨年末、新聞報道にありました料金過少請求につきましては、当企業団の不手際によりまして関係企業を初め、使用者の皆様のご信頼を損ねたことにつきまして、心よりおわびを申し上げます。今後、二度とこのようなことが起こらないように再発防止策を講じ、使用者の皆様のご信頼回復に努めてまいります。

なお、共同処理によります下水道料金を含みます上下水道料金の不足分487万9,388円につきましては、当該企業のご理解と迅速な対応によりまして、1月19日に入金をいただいたことを、あわせてご報告をいたします。

このような事態を招いてしまったことを重く受けとめ、管理職を含めた職員の処分については、2月9日に開かれます当企業団分限懲戒等審査委員会の規定にのっとり、厳正な審議を行い、決定をしていきます。

さて、全国的に記録的な寒波が続いているところでございます。当県南水道企業団給水区内におきましても、一般住宅等の配管凍結による漏水や破損事故が約50件報告されております。企業団としましても、ホームページ等で注意喚起を図り、この期間は日直や管理職の待機を増員するなど対策を強化してまいりました。

今後とも予断を許さない状況だというふうにご考慮を賜りまして、職員全員で対応できる体

制をしいてまいりたいと考えております。

当企業団を取り巻く環境は、今後見込まれる厳しい経営環境の中で、施設の老朽化に伴う更新費用の増大や人口減少に伴う料金収入の減少に対応する経営の健全化など、多くの課題に直面しており、生活に密着した重要なライフラインである水道の持続性を高める取り組みが喫緊の課題となっております。

当企業団では、これらの課題に対応しつつ、将来にわたって安定的な水道水を供給し続けるため、現在、水道ビジョンの見直しを進めているところですが、今後は新たなビジョンに基づいてさまざまな課題を解決しながら事業経営に努めていきたいと考えております。

本日は、人事案件並びに予算についてご協議いただくわけですが、各案件が慎重な審議のうちに決定されますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○柳井哲也 議長

これから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○柳井哲也 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、3番、伊藤裕一議員、4番、尾野政子議員、両名を指名します。

◇日程第2 会期決定の件

○柳井哲也 議長

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 議長

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定します。

◇日程第3 選挙第1号

○柳井哲也 議長

日程第3、これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

<議場閉鎖>

○柳井哲也 議長

ただいまの出席議員数は13名であります。

お諮りいたします。

開票の立会人は2名とし、議長から指名いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 議長

ご異議なしと認めます。したがって、立会人に、6番 鈴木かずみ議員、7番 石引礼穂議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

<投票用紙配付>

○柳井哲也 議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

<投票箱点検>

○柳井哲也 議長

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いします。

それでは、点呼をいたします。

<各議員、野友省男議会事務局係長の点呼に応じて投票>

○柳井哲也 議長

投票漏れはありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 議長

投票漏れなしと認めます。

開票を行います。

6番 鈴木かずみ議員、7番 石引礼穂議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

<6番、鈴木かずみ議員、7番、石引礼穂議員立ち会いの上開票>

○柳井哲也 議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 13票

有効投票中、

結城 繁 議員 12票

鈴木 かずみ 議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、結城 繁議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

<議場開鎖>

○柳井哲也 議長

ただいま副議長に当選されました結城 繁議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知いたします。

結城 繁議員、当選承諾並びにご挨拶をお願いいたします。

<結城 繁 副議長 登壇>

○結城 繁 副議長

取手市の結城 繁でございます。ただいま副議長に皆さんのおかげで選任していただきありがとうございました。副議長の職務といたしまして、議長をしっかりと支えて、皆様と一緒に力を合わせてやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(拍手)

◇日程第4 議案第1号

○柳井哲也 議長

日程第4、議案第1号 茨城県南水道企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。

<藤井信吾 企業長 登壇>

○藤井信吾 企業長

本日の議会におきまして副議長に就任されました結城 繁副議長、ご就任おめでとうございます。どうぞよろしくお申し上げます。

それでは、議案第1号 茨城県南水道企業団の監査委員の選任についての説明を申し上げたいと思います。

監査委員であります石橋大輔氏が平成30年2月25日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公営企業法第39条の2第5項の規定により議会の同意を求めるものであります。

石橋大輔氏につきましては、人格は高潔で、これまでも素晴らしい実績を残され、すぐれた識見を有しており、当企業団の監査委員として最適任者であると確信をし、ここに

提案申し上げる次第でございます。

何とぞ、慎重なるご審議を賜り、ご同意いただけますようお願い申し上げ、議案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。

○柳井哲也 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◇討論

○柳井哲也 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

反対の方、ありませんか。

<発言する者なし>

○柳井哲也 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

<発言する者なし>

○柳井哲也 議長

そのほかありませんか。

<発言する者なし>

○柳井哲也 議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◇採決

○柳井哲也 議長

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号、本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○柳井哲也 議長

全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

石橋大輔氏が監査委員に選任されました。

◇日程第5 議案第2号

○柳井哲也 議長

日程第5、議案第2号 茨城県南水道企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番 石引礼穂議員の退場を求めます。

<7番、石引礼穂議員 退場>

○柳井哲也 議長

提案理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。

<藤井信吾 企業長 登壇>

○藤井信吾 企業長

議案第2号は、茨城県南水道企業団の監査委員の選任についてであります。

平成28年4月22日付で就任をされました監査委員の結城 繁氏から、平成30年1月31日に退職願の届け出があり監査委員が欠員となっておりますので、新たに監査委員を選任しようとするものであります。

つきましては、議会議員の石引礼穂氏を選任いたしたく、地方公営企業法第39条の2第5項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

石引礼穂氏につきましては、税理士としても活躍され、財務管理並びに経営管理等の専門知識の経験を兼ね備え、また、人格が高潔で、人望も厚い方であり、当企業団の監査委員として最適任者であると確信し、ここにご提案申し上げる次第であります。

何とぞ、慎重なるご審議のほどを賜り、ご同意いただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○柳井哲也 議長

以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◇討論

○柳井哲也 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

<発言する者なし>

○柳井哲也 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 議長

そのほかありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◇採決

○柳井哲也 議長

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第2号、本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○柳井哲也 議長

全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

石引礼穂議員の入場を許します。

<7番、石引礼穂議員 入場>

○柳井哲也 議長

7番、石引礼穂議員が監査委員に選任されました。

それでは、ただいま監査委員に選任されました石引礼穂議員に、ご挨拶をお願いいたします。

<7番、石引礼穂議員 登壇>

○7番（石引礼穂 議員）

ただいま、皆様の選任を受けて監査委員になりました、龍ヶ崎市の石引礼穂です。しっかりと企業団の監査をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。（拍手）

◇日程第6 議案第3号

○柳井哲也 議長

日程第6、議案第3号 平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。

<藤井信吾 企業長 登壇>

○藤井信吾 企業長

議案第3号は、平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてであります。

この予算書は、地方公営企業法施行規則に定められた様式に基づき作成されております。

第2条は、当企業団の業務活動の基本的な目標とする業務の予定量を定めたものでございます。給水戸数は10万6,027戸、年間総給水量は2,560万立方メートル、1日平均給水量は7万137立方メートル、主要な建設改良事業は、継続事業である若柴配水場更新事業8億352万円を含め、配水管布設替工事12億2,804万1,000円及び配水管布設工事2億9,505万6,000円等を予定しております。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出についてであります。これは、企業団の財政運営に係る経常的な経営活動の収支額を示したものであります。

水道事業収益の総額は59億6,814万4,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと0.99%の減となっております。そのうち、企業団の主な財源であります水道料金収入及び加入金収入等の営業収益は54億6,427万5,000円を予定し、水道事業収益の91.6%を占めております。

次に、営業外収益は長期前受金戻入4億3,258万1,000円が発生するもので事業収益の7.2%を占めております。

支出につきましては、水道事業費用の総額は56億1,167万8,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと2.9%の増となっております。

主なるものを申し上げますと、営業費用が55億4,525万2,000円で、そのうち茨城県企業局に支払う浄水費は27億3,837万9,000円を予定し、営業費用の49.4%を占めております。

営業外費用は6,326万6,000円を予定し、そのうち借入金に対する支払利息は6,125万6,000円であります。

また、特別損失として100万円を計上しておりますが、これは過年度損益修正損で、その中身は過年度の水道料金の調定減となっております。

以上が、第3条の収益的収支であります。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出についてであります。この予算は、建設改良工事の施工及び企業債の償還等に係る費用であります。

収入につきましては、総額で14億523万6,000円を予定しております。その内訳といたしましては、企業債の借入金13億円、消火栓設置工事の負担金800万円、下水道工事に伴う布設替工事の負担金4,064万4,000円、生活基盤施設耐震化等交付金5,659万2,000円となっております。

次に、支出につきましては、総額で29億9,064万3,000円を計上しております。その主な内訳を申し上げますと、拡張事業費として3億369万6,000円、改良事業費として25億411万5,000円を予定しております。また、企業債償還金につきましては1億6,029万8,000円を予定しております。

資本的収入及び支出の概要は以上であります。15億8,540万7,000円の支出資金が不足いたしますので、その補填財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億9,623万6,000円、過年度分損益勘定留保資金13億8,917万1,000円を予定しております。

次に、第5条は債務負担行為をすることのできる事項、期間及び限度額を定めたものであります。これは平成30年度から平成32年度までの3年間について、量水器検針・交換・開閉栓事務業務委託費3億1,393万5,000円を限度額とした長期継続契約を予定したものであります。

次に、第6条企業債についてであります。起債の方法、目的及び利率等を定めたものであります。配水管整備事業の財源といたしましては、13億円を限度額とした企業債の借入れをするものであります。

次に、第7条は営業費用、営業外費用及び特別損失との間で各項の経費の金額を流用することができることを定めたものでございます。

次に、第8条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてであります。職員給与費が6億549万6,000円、交際費が20万8,000円となっております。その経費の性質上、予算の流動的な執行になじまない経費として定めたものでございます。

次に、第9条は、たな卸資産購入限度額であります。3,861万1,000円を予定しております。たな卸資産である材料と量水器については、企業団の経営活動に支障を来さないように常に一定の数量を貯蔵品として保管をしておき、法に基づき購入限度額を定めておくものであります。

以上が、平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算の概要であります。慎重なるご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○柳井哲也 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

日本共産党の鈴木かずみです。議案第3号 平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について、30年度予算の説明書につきましては、これまでと違って、過去5年間の実績をグラフ化し、それに基づいた予算等の説明が非常にわかりやすくなっていることは評価できると思います。したがって、その説明書の中から質問をしていきたいと思っております。

30年度予算編成方針として、1、水道事業の現状、2、当企業団の状況等の中から、特に当企業団の状況として、給水区域内人口が平成26年度から減少が始まって、年間総給水

量は平成25年度をピークに減少傾向にあるということ、そして給水戸数が増加傾向にあっても、その減少傾向が続いている、その背景として二つ挙げられております。

一つは節水意識の高まりの中で家電の節水型機器の普及で、1人当たりの使用水量の減少となっている。もう一つは、大口使用者の地下水を利用した専用水道への転換があつて、これが広まれば水道事業の存立基盤にも影響しかねないという深刻な実態が懸念されているわけです。

そこで、企業団収益の減少原因の一つである大口使用者の地下水を利用した専用水道への転換について、一つは全体の状況について、当企業団の管轄内でどのようなことが起きているのか。

2点目として、県南水道への影響についてどう把握しているのか。

3点目としましては、対策についてはどのように考えているのかということをお伺いします。次に、第6条の企業債に関連してです。

説明書では4ページ、予算書では2ページとなっておりますけれども、今後の事業計画について伺います。

基本的な考え方について、世代間負担の公平性を保つための老朽化した資産の更新ということ、それから、水道料金の適正な水準のバランスを考慮するとあるのですが、その基本的な考え方についてお伺いします。

3点目には、配水管の更新工事についてです。

平成30年度の起債は、配水管工事を対象に起債をして積極的に実施するとありますけれども、具体的計画の規模と内容について伺います。

以上、1回目の質問です。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。秋田浩樹経営企画課長。

<秋田浩樹 経営企画課長 登壇>

○秋田浩樹 経営企画課長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、企業団収益の減少原因の一つである、大口使用者の地下水を利用した専用水道への転換についてであります。まず、全体の状況については、平成15年頃から全国的に、病院、大規模店舗など、コスト削減を主な理由として専用水道を設置しようとする動きが目立ち始めてきました。

当企業団給水区域内でも、東日本大震災以降、地下水利用による用水確保の観点からも、総合病院などで専用水道併用が目立ち始め、大型ショッピングセンターや工業団地内の工場など増加する傾向にあります。

県南水道への影響については、専用水道が導入されると、利用者は主に水道水をバックアップ用水として確保するために使用水量は大幅に減ります。そのため、専用水道に切り

かえる大口使用者が増加した場合、さらに減収となり、経営に及ぼす影響も大きくなります。

専用水道への転換に対しての対策としましては、水道水本来の有益性、安全性、安定性及び衛生的な観点からもPRしていくことが最も有効であると考えております。

また、現在、大口使用者に対する営業用料金が家事用料金よりも1.6倍の使用料金であり、より負担の公平性を図る観点からも、料金の見直しを検討しなければならない時期に来ていると考えております。

次に、今後の事業計画の基本的な考え方についてであります。

まず、企業債の役割についてご説明いたします。

企業債は世代を超えて利用する水道施設の投資に充当することで、元利償還金を次世代にも負担してもらうことにより、次世代間負担の公平性を確保するためのものであります。

しかし、当企業団では、平成21年度から起債をせずに、過去にためてきた資金や当年度に出た利益等の限られた財源の中で工事を実施してまいりました。その結果、財政面においては以前よりも改善されましたが、石綿管や老朽管等の施設更新はおくれており、老朽化資産はさらに増加する状況にあります。

これまでは、財政状況の改善を主な目的として、起債をせずに現行の料金収入の範囲内で更新工事を実施してまいりました。しかし、今後の水道事業は、長期的な視点に立った事業運営が求められております。

将来にわたって安心・安全な水を安定して送るためには、どの程度更新工事を実施していく必要があるか、主要な指標を用いて更新目標を立てて、企業債残高の標準額や上限額を探っていくことで、水道料金の適正な水準が決まってくるものと考えます。

そういった意味で、老朽化した資産の更新、企業債、水道料金という主に3つの要因のバランスをとることで、世代間負担の公平を図っていくことが必要であると考えております。

次に、配水管更新工事について、起債をして積極的に実施する具体的計画の規模と内容についてであります。

配水管の工事は、工事内容を二つに分けて予算を作成しています。

平成30年度の工事のうち、新規の拡張となる布設工事は、配水管の口径が75ミリから400ミリ、延長距離は5,395メートルを、予定額2億9,505万6,000円で計画をしております。

もう一つは、経年管の更新となる布設替工事で、口径が50ミリから300ミリ、延長距離は9,055メートルを、予定額12億2,804万1,000円で計画しております。

平成30年度の配水管工事としましては、合わせて距離1万4,450メートル、金額にして15億2,309万7,000円を予定しております。

なお、この更新工事の中には、おくれている石綿管の更新工事として4億3,632万円が含まれております。

以上であります。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

起債についてお伺いしたいと思います。

前企業長の時代は、今、お話ありましたように、平成21年からですか、起債を減らすということで、そこに重点が置かれて、逆にその事業が進まなかったという面があると思われれます。今回、起債を行って世代間の公平性を保ちつつ事業を進めるという方向はよいと思いますけれども、類似団体との比較においてはどのような位置にあるのかという点をお伺いいたします。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。秋田浩樹経営企画課長。

<秋田浩樹 経営企画課長 登壇>

○秋田浩樹 経営企画課長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

企業債の類似団体との比較については、企業債残高対給水収益比率という指標で比較しております。この指標は給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模をあらわすものでございます。

現在、全ての事業体で公表されている平成27年度決算の数値で比較いたしますと、当企業団が59.9%、類似団体平均が298.1%、全国平均が276.4%となっております。

このように企業債残高の規模をあらわす指標のみに着目して比較いたしますと、非常に良好な状態に見えます。しかし、施設の老朽化や管の更新率をあらわす指標においては、類似団体平均よりも悪い結果となっております。

先ほども申し上げましたとおり、当企業団の企業債残高が少ない要因は、更新工事を先送りしてきたことによるものです。

今後につきましては、長期的で幅広い視点から経営分析を行い、事業計画を立てる必要があると考えております。

参考までに、企業債残高対給水収益を他団体と比較してみますと、当企業団が59.9%に対し、つくば市が461.2%、土浦市が183.9%、守谷市が6.9%、我孫子市が30.9%となっております。

以上であります。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。

これで鈴木かずみ議員の質疑を終わります。

これで議案第3号の質疑が全部終わりました。

◇討論

○柳井哲也 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

県南水道企業団平成30年度予算に対する反対討論。

命と暮らしに直結する水問題です。私たちは、これまでも幾度も水道料金の値下げを求めてまいりました。その根拠とする理由は、水道会計の黒字分の還元でした。設備の維持管理費にかかるから還元はできないという答弁も繰り返されてきたところです。設備の維持管理については、起債を発行して償還し、残高は年々減少し、水道料金で回収ができて償還が進めば水道会計は黒字化する、だから黒字分は還元し料金を下げるということは当然のことです。

でも、これは設備投資が適正だったころの話となってしまいました。ご存じのように、茨城県は過剰な水源開発と設備投資を重ねて、設備の維持管理費、減価償却は身の丈をはるかに超えるものとなっています。その上、八ッ場ダムと霞ヶ浦導水事業で上乘せされる膨大な施設の維持管理費と将来の更新費用、これらに見合う給水人口も水道料金収入も見込めなくなりました。

県は将来人口も水需要も膨大になる、深刻な水不足になると県民をだまし、無用な水源開発という投資に県民を誘い込んだわけです。そのつけを、またまた県民に押しつけるということはどうしても納得がいきません。まして、住民にとっては使っていない料金を負担するという状況があります。いまだ納得を得られていない課題であります。

県に対する要望書の行動などについては大変評価し、今後の取り組みに期待をし討論とします。

○柳井哲也 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

<発言する者なし>

○柳井哲也 議長

次に、反対の方の発言を許します。

<発言する者なし>

○柳井哲也 議長

そのほかありませんか。

<発言する者なし>

○柳井哲也 議長

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

◇採決

○柳井哲也 議長

これから議案第3号の採決をします。
この採決は起立によって行います。
議案第3号 平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。
＜賛成者起立＞

○柳井哲也 議長

起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。
ここで暫時休憩をいたします。
再開は午後2時45分といたします。

休 憩 午後 2時23分

再 開 午後 2時45分

○結城 繁 副議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ご報告いたします。ただいま議長の柳井哲也議員から議長の辞職願が提出されました。
お諮りいたします。議長辞職の件については、この際、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。
＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

○結城 繁 副議長

異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

◇追加日程第1 議長辞職の件

○結城 繁 副議長

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、5番、柳井哲也議員の退場を求めます。
＜5番、柳井哲也議員 退場＞

○結城 繁 副議長

職員に辞職願を朗読させます。根本事務所長。

<根本昌実 事務所長 登壇>

○根本昌実 事務所長

読み上げます。辞職願。この度、一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるよう願い出ます。平成30年2月7日、茨城県南水道企業団議会議長柳井哲也。茨城県南水道企業団議会副議長結城繁殿。以上です。

<辞職願朗読>

○結城 繁 副議長

お諮りいたします。

柳井哲也議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○結城 繁 副議長

異議なしと認めます。よって、柳井哲也議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

柳井哲也議員の入場を許します。

<5番、柳井哲也議員 入場>

○結城 繁 副議長

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○結城 繁 副議長

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◇追加日程第2 選挙第2号

○結城 繁 副議長

追加日程第2、これより議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

<議場閉鎖>

○結城 繁 副議長

ただいまの出席議員数は13名であります。

お諮りいたします。

開票の立会人は2名とし、副議長から指名いたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○結城 繁 副議長

異議なしと認めます。したがって、立会人に、8番 椎塚俊裕議員、9番 深沢幸子議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

<投票用紙配付>

○結城 繁 副議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○結城 繁 副議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

<投票箱点検>

○結城 繁 副議長

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いします。

それでは、点呼をいたします。

<各議員、野友省男議会事務局係長の点呼に応じて投票>

○結城 繁 副議長

投票漏れはありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○結城 繁 副議長

投票漏れなしと認めます。

開票を行います。

8番 椎塚俊裕議員、9番 深沢幸子議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

<8番、椎塚俊裕議員、9番、深沢幸子議員立ち会いの上開票>

○結城 繁 副議長

選挙の結果をご報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 13票

有効投票中、

若 泉 昌 寿 議員 12票

鈴 木 かずみ 議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、若泉昌寿議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

<議場開鎖>

○結城 繁 副議長

ただいま議長に当選されました若泉昌寿議員が議長にいられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知いたします。

若泉昌寿議員、当選承諾並びにご挨拶をお願いいたします。

<若泉昌寿 議長 登壇>

○若泉昌寿 議長

ただいま議長に選任していただきました利根町の若泉昌寿でございます。今後は企業長初め議員の皆様、そして職員の皆様のご指導とご協力を得ながら、議長として全うしていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく申し上げます。（拍手）

○結城 繁 副議長

議長が決定いたしましたので、副議長の職務はこれをもって終了させていただきます。皆様方のご協力、心から感謝申し上げます。

それでは、若泉昌寿議長、議長席にお着き願います。

<結城 繁 副議長 退席、若泉昌寿 議長 着席>

◇日程第7 一般質問

○若泉昌寿 議長

日程第7、これより一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

一般質問を行います。

1点目、県南水道企業団及び県南広域水道受水8団体による県への要望行動についてです。

去る1月23日、県南広域水道受水8団体及び県南水道企業団において、県知事に対して料金値下げに関する要望行動が行われたと新聞報道がありました。要望行動は平成22年から継続して行われるようになり、今回は当企業団の担当であったことから、その内容等

について詳しく伺います。

まず、要望書の趣旨について。

料金値下げ及び算定式の見直しについて、さらに契約水量の見直しについてです。

2点目としまして、アセットマネジメントについて。

予算編成方針の中でも持続可能な水道事業経営の実現を目指してアセットマネジメントに着手していくとありますけれども、資産の経営管理ということを特化して取り組むということについて質問をいたします。

一つは導入の経緯、二つ目には概要について、3点目には県南水道企業団としての目標について、4点目は具体化と公表について伺います。

次に、3点目、店舗の水道料金過少請求問題について。

昨年12月21日の報道により知ることとなったわけですがけれども、取手のカスミゆめみ野店において、開店以来、2015年の11月から2017年の11月までの2年間、検針メーターが作動しないまま基本料金しか請求をしてこなかった。上下水道合わせて未請求料金は約480万円とありました。

それから、12月27日の全員協議会の中で説明もあり、既に追加請求については納入されたと、先ほど企業長からのお話もありました。表面上は解決されたように見えるわけですがけれども、どうしても腑に落ちないところがあり、議会としても全協では説明を受けたけれども、どういうことなのか、定例議会において改めて明らかにする必要があると考え、質問をするものです。

1点目は、原因究明については、二つの点から見ないといけないと考えます。一つはメーターの作動見落とし問題、二つ目はメーターバイパスユニットの操作問題です。

全員協議会の中で利根町の花嶋議員が指摘されておりましたように、単に職員の見落としだけではいいのではないのか、工事が終了した段階で開店前に県南水道のメーターがついている管のほうにバルブを動かすということですがけれども、開店時に当然県南水道のメーターがついている管につながっているはずの管のバルブが、料金が発生しないほうのバルブに逆に操作されていた。まさかこのようなことが起こっているとは、問題意識を持つ人もなかったし、信用問題であったと。

そうすると、誰かが操作しなければ、このような問題は起きなかったのではないのか。大事な点を不問にし、職員の見落としのことだけで処理をすれば、再びこのようなことが起きるとも限らないのではないのか。このような点についてはどのように考えているのかということをお伺いします。

2点目としては、責任の所在はどこにあるのかということなんですが、1点目に関連をしますが、その責任の所在について。

3点目としましては、バイパスユニットのメーターの管理について。

4点目としては、当企業団としての今後の対応策について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○若泉昌寿 議長

6番、鈴木かずみ議員に対して答弁を求めます。細谷雄一事務次長。

＜細谷雄一 次長 登壇＞

○細谷雄一 次長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

県南水道企業団及び県南広域水道受水8団体による、県への要望行動の要望の趣旨についてであります。まず、要望行動の経緯から申し上げますと、茨城県から水を購入している県南地区受水8団体の中で、当企業団、土浦市、つくば市の3団体が幹事団体となりまして、輪番制で8団体連盟の要望書を提出する形をとっております。

今年度は当企業団が幹事となり、先月1月23日に8団体連盟の代表として要望書を企業局長に提出いたしました。その際、茨城県南水道企業団単独の要望書もあわせて提出しております。

要望の内容であります。8団体の要望につきましては、これまでを継承した統一要望として料金値下げを前面に出した内容としております。

また、企業団単独の要望書につきましては、料金算定式の見直しと契約水量の見直し、この2項目を要望いたしました。

それでは、ご質問の当企業団単独要望書の趣旨であります。2項目とも最終的には受水費の軽減につながる方策といたしまして提案したもので、料金設定の算定式見直しにつきましては、経営状況を適切に反映できるものに見直しをいただきたいという趣旨であります。

具体的には、平成11年の料金改定の際に使用した算定式から、現状の費用をもとに算出できる総括原価方式に変更してもらいたいという内容でございます。

もう一つの契約水量の見直しについてであります。今後予測される水需要の減少から、契約水量と使用水量との差がますます広がり、費用負担がさらに重くのしかかってまいります。現在の契約水量9万375立方メートルと、直近の1日最大使用水量の差は1万立方メートルを超え、金額にしますと年間約1億5,000万円を未使用水量として基本料金から支払っております。

このようなことから、契約水量の軽減を目的として受水団体間で水融通を可能にできるような制度の確立を趣旨といたしました。

契約水量の中身につきましては、1点目に、県南8団体の中で将来契約水量を増量する計画の団体がありますので、当企業団のような水が余っている団体と増やす団体との間で、相互に水融通ができるような制度の要望です。

2点目としまして、県南用水供給事業、県西用水供給事業との統合問題が絡んでまいります。県西の一部水の足りない地区へ、県南地区の余っている水量を融通することが可

能ではないかという提案をいたしました。

次に、アセットマネジメントにつきましては、その導入の経過及び概要についてであります。まず、水道事業におけるアセットマネジメントとは、「今後必要な水道施設の更新費用」と「水道施設更新への投資可能な額」の将来の見通しを立てた上で、水道施設更新への投資可能額が不足することがわかった場合には、その不足額を確保するための方策を検討するなど、持続可能な事業運営を目指すための管理手法であります。

厚生労働省が平成20年7月に策定した「水道ビジョン」改訂版において、重点取組項目の一つとしてアセットマネジメントの具体的検討の推進が明記されております。

また、平成25年6月にはアセットマネジメントの簡易支援ツールが公表されており、当企業団でも課題が残る内容ではありますが、現段階ででき得る限りの分析はなされているところでございます。

次に、目標及びその具体化と公表ということでございますが、あくまで企業団としましては、財源の裏付けを有した財政収支の見通しの立つ中長期的な更新需要計画を目指しております。

近々、今年度発注の委託業務におきまして、将来の人口予測による水需要計画に沿った水道施設更新計画が出来上がってまいります。また、来年度には、経営戦略を踏まえた水道事業基本計画策定業務委託を発注する予定でございますので、その完了を持って、平成31年度中には公表する予定でございます。

次に、店舗の水道料金過少請求問題についてであります。まず、原因究明としまして、この問題の一つの要因でありますメーターの作動見落としについてであります。

当企業団では、毎月101人の委託検針員で約10万5,000件の検針を行っております。各検針員はほぼ5日間で1,000件、1日200件余りの検針を行っております。移動しながら検針を行っておりまして、1件にかかる時間は1分にも満たないと思われれます。

これらのこともあり、メーターの読み取り・データ入力・検針票を出力し投函と流れ作業的になりまして、個々の使用状況の変化を見逃してしまうということも考えられます。

しかし、新規開店スーパーマーケットの初回の検針において、使用水量がゼロ立方メートルで、その後、毎月メーターが作動していないにもかかわらず疑問視しなかったのは、委託検針員の不注意であります。このことについては、検針業務委託会社に対し厳重注意をするとともに、検針員に対する再指導の徹底を指示いたしました。

次に、企業団担当職員についてであります。当企業団では6カ月間、水道使用量が連続してゼロ立方メートルの物件を抽出しましてリストを作成、理由を調査する、そういった作業をすることになっております。

平成28年5月、同年11月、平成29年5月と、過去3回のリストにはカスミ取手ゆめみ野店も含まれておりましたが、担当職員が調査する必要があると判断し調査をしていませんでした。

昨年の11月に4回目のリストに対する調査において、別の担当者が不審に思い現地調査を行い、メーターの感知しないメーターバイパスユニット経由の給水が判明しました。過去3回のリストに対し、カスミ取手ゆめみ野店を調査対象としなかった理由については、担当職員の単純な判断ミスであります。

委託検針員、企業団職員ともに常識の欠如が問題の一つの要因であるかとも考えております。

次に、もう一つの要因でありますメーターバイパスユニットの操作問題についてであります。企業団職員以外に操作できないメーターバイパスユニットのバルブが操作されて、メーターを経由しないバイパス経由になっていたことについては、水道使用者による操作はまず考えられず、可能性として水道工事関係者による操作が考えられます。

このことから、給水工事の申請者である指定給水装置工事事業者に対し、調査を行った結果、申請から2年が経過していることもあり、当時の正確な状況はわからないが、施工する上でバイパスユニットを操作する必要はなく、なぜバルブが操作をされていたかについてはわからないとの報告を受けております。

これらのことから、これ以上の原因究明は困難であり、水道工事業者に過失があったとしても、毎月の検針業務で気づくことのできなかつた企業団の業務体制が、一番の問題であったと認識しております。

次に、メーターバイパス設置箇所のメーターの管理についてであります。この問題が発覚した翌日の11月17日に、バイパスユニット設置箇所、全てのメーターについて正常に作動していることを確認しております。今後は、毎月の検針時にバイパスユニット設置箇所全ての使用水量のチェックを行うことにしました。これについても昨年12月の検針より行っております。

企業団としての今後の対応策につきましては、メーターバイパスユニットは、これまで工事完了後の給水装置検査の対象外でありましたが、水道工事業者にメーターバイパスユニットの設置届の提出を義務づけ、それをもとに企業団職員がバルブの確認及びメーターの正常作動等の検査を行うことにしました。

委託検針員については、3月14日から3日間、当企業団事務所において研修会を予定しており、その場で改めて当企業団よりこの件に関する報告を行い、検針業務の重要性について再度説明し、注意喚起をすることといたします。

企業団職員については、6カ月連続ゼロ立方メートルのリストチェックが客観的に行えるように基準の統一化を図りました。作業は、現在は地区ごとに担当を決めて行っておりますが、地区担当者の確認後に、他地区担当の職員が再度確認し、さらに係長が最終チェックをすることとしました。

また、給水区域全地区のチェック作業終了後に、判断基準の統一化を図るためのミーティングを行うこととし、昨年12月より実施しております。

以上でございます。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

2回目の質問に入ります。

要望行動についてですけれども、厳しい経営状況に今置かれている大きな原因が、県から買い取る受水費であること。しかも、県は平成11年に料金を38円から45円に値上げをした、そのために元々黒字だったものが、さらに大きく県の純利益を生み出すことになっているのではないかと思います。

この時点で、県の包括外部監査が平成16年に入り、県が値上げをする必要はなかったと指摘をし報告されたことは、新聞報道により知らされ、当時の大きな問題となりました。その後、何の見直しもなく継続され、そのしわ寄せは、当然当企業団にも大きくかぶってきているわけです。

平成28年度で見ても、総費用約50億円のうち、受水費が25億1,971万1,000円と、この状況が続く限り、根本的な解決はあり得ないと考えるところです。

1点目としまして、県が平成11年に料金を値上げした、そのことにより、その後、大きく県の純利益を生み出すことになったと考えるわけですが、県の純利益の額についてお示しいただきたいと思います。

2点目としましては、これまでも要望を続けてきていても何の改善も見られなかったわけですが、包括外部監査の指摘があろうが、要望しようが、約18年も不合理な料金を取り続けてきていると考えます。今回の要望行動において、知事も変わって何か変化が感じ取れたのか、それともこれまでと同様、全く変わりそうになく感じられたのか伺いたいと思います。

3点目としましては、当企業団として特に契約水量について独自に要望を載せた経緯について伺いたいと思います。

このことについては、高く評価するものだと思います。これまでの要望書では、人口減少とか有収水量の減少を理由とした供給単価の見直しでは、根本的な本質的な解決にはならないと考えます。この契約水量の見直しこそが根本問題であると考えおります。

平成27年度において県南水道、土浦市、美浦村、河内町の合計で未使用水量は3万1,361トン、4億8,546万8,000円との説明も書いてありました。県が使った分だけの料金を徴収するようなシステムに変えれば、当企業団としても住民が使わない水道料金まで基本料金として徴収するという問題も解決できると考えております。

これは当企業団のみならず、他の水道事業者も抱えている問題でありまして、これを機に県全体に発展し、国の水利行政のあり方に切り込んでいくことが求められると考えるわ

けですけれども、特に契約水量について、独自に要望を載せた経緯について伺いたいと思います。

次に、アセットマネジメントについてですけれども、1点目としまして、健全な事業運営を続けていくために必要な手法だということなんですけれども、これから作成する経営戦略などの計画期間について伺います。

2点目としましては、石綿管の更新が遅れていたことについては、かねてからの問題だと指摘をしたところですが、実現性のある計画にするためのアセットマネジメントについては、どれくらい先までの見通しを持っているのかということについて伺います。

次に、店舗の水道料金過少請求問題についてですが、正確な返納金額について、約487万円入金ということで説明がありましたけれども、上水、下水それぞれもう少し詳しく伺いたいと思います。

以上です。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。細谷雄一次長。

<細谷雄一 次長 登壇>

○細谷雄一 次長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず、県の純利益の額はどれくらいあるのかとのご質問でございますが、県南広域用水供給事業の今知り得る直近の数字では、平成23年度から平成28年度までの経過期間6年間で58億円を見込んでいましたところ、実績では約76億円の純利益が計上されております。

次に、知事が変わって変化が見られるのかとのことですが、今回は要望書を提出した際に、企業局長からの説明の中で、使用水量については値上げ当時、浄水場の改築工事の目的で財源を確保する必要があったとして、当時の県議会、関係機関にも理解を得られており、既に解決しているとのことでありました。

また、純利益が計画より過大になった要因としまして、活性炭の費用が非常に莫大な上、相場の変動も大きく影響しますことから、余裕を持った費用を見込んでいたため、結果として、それ以上の利益が出たということでもあります。

しかしながら、当企業団の考え方としましては、公営企業における次世代を見据えた健全経営を持続していくために、一定の純利益、必要余剰を確保していく重要性は認識しておりますが、収支予測の精度を上げ、料金に反映していただきたいという内容としております。

次に、契約水量について、独自に載せた経緯ということですが、1回目の答弁でも申し上げましたとおり、給水収益が減少する中、県に支払う基本料金が変わりませんと、費用負担がますます重くなってきますので、水融通などの方策も含めて契約水量の軽減を求めたものであります。

1月23日の企業局長の見解では、県西への水融通に関しては統合が絡んでくるので、料金問題をクリアしないと難しいところもあるが、水融通については研究していきたいと話されております。

用水供給事業と受水団体が交わしております契約水量の乖離は、他の多くの受水団体でも取り上げているところです。費用の半分を占める受水費の負担は健全な事業運営を進める上で非常に大きな問題となりますので、今後も8団体で連携して継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、アセットマネジメントについてであります。まず、経営戦略の計画期間につきましては、事業の特性、個々の団体の状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえまして、10年以上の合理的な期間を設定することが必要であるとされております。

また、アセットマネジメントにつきましては、少なくとも30年から40年先を見据えた資産管理計画になります。今後のそれぞれの計画につきましては、40年先の企業団はどうあるべきか、そういった長期的な視点によりアセットマネジメントを実施しまして、40年先の理想とする将来像に向かうためには、今後10年間、どのように事業を運営していくか、そういったところを経営戦略で定めていくといった流れで計画を作成してまいります。

次に、店舗の水道料金過少請求問題につきましても、正確な返納金額であります。過少請求に係る正確な納入金額487万9,388円となります。内訳といたしまして、上水道料金が317万5,709円、下水道料金が170万3,679円であります。

以上でございます。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。

これで鈴木かずみ議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。

3番、伊藤裕一議員。

<3番、伊藤裕一議員 登壇>

○3番（伊藤裕一 議員）

スマートメーターの導入について伺います。

スマートメーターとは、通信機能を持つ自動的に検針データを送信できるメーターであり、電力分野では2024年までの設置完了を目指し、順次切りかえが進んでおります。水道では神戸市や横須賀市で水道スマートメーターの実証実験が始まっており、リアルタイムで使用水量の把握が可能になること、漏水の早期発見、無収水量の削減、検針コストの低減など数多くのメリットが期待できます。まだ実証実験段階であり、将来的な話になるとは思いますが、予算説明書によれば、本企业団においては量水器検針・交換・開閉栓事務業務委託費として毎年約1億円の委託料がかかっており、総供給水量の減少が進む中であって、その一部を削減できることは有益と考えるところであります。

そこでスマートメーターを導入する場合に考えられる利点、課題及び導入の検討をする考えはあるか、見解を伺います。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。川井克治業務課長。

<川井克治 業務課長 登壇>

○川井克治 業務課長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

水道スマートメーターは、無線通信機能を搭載したメーターで、一定間隔で測定した使用水量を水道事業者の料金システムに送信し、データを反映させることができるというものであります。これは、モノに対して通信機能を持たせるという I o T の分野でございます。自動車の自動運転やスマートフォンを利用した家庭用電気製品の遠隔操作、これもこれに当たります。つまり、水道メーターに通信機能を持たせることができれば、現地におけるメーター検針作業が必要なくなるということになります。

現在、全国各地で水道事業体と水道メーターのメーカーが中心となり、モデルエリアで無線の飛距離、無線の周波数、気温及び気象の状況変化が無線に与える影響、バッテリーの消費電力、送信データの正確性などの実証実験が行われております。

導入による利点としましては、委託検針員による検針作業が不要となり、メーターが示す数値の見間違い（誤針）がなくなる。宅地内漏水の早期発見が可能となる。正確な配水管の管路計算が可能となる。正確な配水場のポンプ圧力制御が可能となる。付加価値としましては、高齢者の見守りが可能となる、などが挙げられます。

しかしながら、現時点では利点よりもコスト課題のほうが大きく、実用化にはまだまだ時間がかかるようです。

現在、企業団で購入している水道メーターの単価は平均で3,600円ですが、メーカー側が予想するスマートメーターの単価は1万円から2万円でありまして、仮に1個1万5,000円としますと、メーターの購入だけで年間約1億5,000万円の費用増となります。

また、そこに通信ネットワークシステムの構築費用が加算され、削減される委託検針費用を差し引いても数億円の費用増になるものと思われれます。

さらに、無線通信に関しましては、インターネット同様、セキュリティーの問題があり、意図しない妨害電波による通信不良や情報搾取・改ざんなどの問題があります。

これらのことから、現段階においては水道スマートメーターの導入については実証実験中ということもあり、積極的に検討する時期ではないと考えております。

しかし、今後、開発が進み、費用対効果が見込まれるようになれば、検討するようになるのではないかと考えております。

以上であります。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤裕一議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問が全部終わりました。

これで一般質問を終わります。

○若泉昌寿 議長

以上で今定例会に付議されました日程は全部終了いたしました。

平成30年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 3時32分 閉 会

○ 会議規則第 97 条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

平成 30 年 2 月 7 日

茨城県南水道企業団議会

議長

副議長

議長

会議録署名議員

議員 3 番

議員 4 番